

社会福祉法人小林市社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小林市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第6条に規定する評議員、第18条に規定する役員（理事、監事）及び第18条第2項に規定する会長、副会長（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償及び退任慰労金に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

| 区 分              | 報 酬         |
|------------------|-------------|
| ①会長              | 月額 160,000円 |
| ②役員（会長を除く）の理事会出席 | 日額 4,000円   |
| ③評議員の評議員会出席      | 日額 4,000円   |
| ④役員等の協議会業務のための行動 | 日額 4,000円   |
| ⑤監事の業務監査         | 日額 10,000円  |

- 2 会長の期末手当は、職員の給与規程に準じて支給する。
- 3 役員等は勤務実態に応じて支給するものとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。
- 4 会長の報酬額については、重任を除く就任時に役員報酬検討委員会に諮問し、評議員会が決定する。
- 5 前項の役員報酬検討委員会は、理事2名（副会長を含む）、監事2名、事務局員1名により構成する。
- 6 会長は概ね週3日以上、協議会の業務に従事する。

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償は、次のとおりとする。

- 2 役員等が、協議会業務のために出張したときは、旅費規程により支給する。

(退任慰労金)

第4条 会長、理事、監事及び評議員が退任する場合は、次により退任慰労金を支給する。

| 区 分            | 会 長      | 理事・評議員・監事 |
|----------------|----------|-----------|
| 在任期間2年未満       | 50,000円  | 0円        |
| 在任期間2年以上4年未満   | 100,000円 | 20,000円   |
| 在任期間4年以上8年未満   | 300,000円 | 30,000円   |
| 在任期間8年以上12年未満  | 500,000円 | 50,000円   |
| 在任期間12年以上16年未満 | 800,000円 | 80,000円   |

|           |            |          |
|-----------|------------|----------|
| 在任期間16年以上 | 1,000,000円 | 100,000円 |
|-----------|------------|----------|

- 2 会長の退任慰労金の額は、役員等報酬及び費用弁償規程第2条第5項の役員報酬検討委員会に諮問し、評議員会が決定する。
- 3 会長の退任慰労金の額は、第1項を基準とし、これに功績率1から3倍を乗じて得た額とする。
- 4 退任慰労金は、会長、理事、監事及び評議員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 会長の報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。
  - (2) 会長の期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日が最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。
  - (3) 会長を除く役員及び評議委員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
  - (4) 退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 協議会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2の第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月20日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年10月1日から施行し、平成18年3月20日から適用する。

- 3 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年10月5日から施行する。